

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

事業名	化学兵器禁止機関（OPCW）分担金	担当部局庁	軍縮不拡散・科学部	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成5年度開始	担当課室	生物・化学兵器禁止条約室	室長 今給黎 学			
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-1 国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第3項	関係する計画、通知等	化学兵器禁止条約第8条7項				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	化学兵器禁止条約(CWC)は、化学兵器の生産・保有・禁止等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約上定められた検証制度(申告、査察等)を通じて条約の遵守を確保するもの。大量破壊兵器である化学兵器の全廃という条約上の目的実現に寄与するべく、締約国は、CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)が実施する検証活動並びに締約国による条約の実施促進に向けた活動に要する費用及びOPCWの運営費等を分担金として負担する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	CWCには、条約の完全な履行を確保するために、申告、査察等の検証制度が設けられている。OPCWは、各国の申告に基づき、化学兵器及び化学産業(条約で定められた化学物質を取り扱う締約国内の企業等)に対する査察を実施している。また、CWCの普遍化(加盟国数の拡大)促進及び各締約国によるCWCの国内実施の強化は、CWCの完全な履行のために、また、非国家主体によるテロ対策にとっても極めて重要であることから、発展途上国を対象にした様々なセミナーやワークショップを多数実施している。また、化学兵器による攻撃が行われた場合に、緊急かつ適切な援助が実施できるよう、援助・防護計画の整備も行う等、CWCの完全な履行のために様々な事業を実施している。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	1,419	1,453	1,080	1,014	928
		補正予算	—	—	△773	—	
		繰越し等	—	—	—	—	
		計	1,419	1,453	307	1,014	928
		執行額	1,419	1,453	593		
	執行率(%)	100.0	100.0	192.8			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	(目標)CWC実施機関たる化学兵器禁止機関(OPCW)による、CWCの主要目的の進捗。 (成果実績)CWCの主要目的(化学兵器及び生産施設の廃棄、検証を通じた化学兵器の不拡散、化学兵器の使用等に対する加盟国の援助・防護体制の促進、国際協力を通じた化学分野における経済的・技術的發展、条約加盟の促進(普遍化)、加盟国によるCWCのための国内実施措置の促進等)実現のためにOPCWが実施する諸活動を世界全体で実施していることから、加盟国数を成果実績測定のための参考指標とした。	成果実績	加盟国数	188	188	188	190
		達成度 (全加盟対象国:196)	%	96% (188/196)	96% (188/196)	96% (188/196)	97% (190/196)
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	2010年(具体的な数値が利用可能な最新年)の検証活動の結果、OPCWが廃棄を確認した化学兵器の量の累計は4.5万トンとなった(2009年4万トン)。OPCWは208回の産業査察を実施した他、援助・防護及び国際協力に関するセミナーを実施する等の実績を上げた。	活動実績 (当初見込み)	廃棄を確認した化学兵器量の累計(トン)	4 (4)	4 (4.5)	年次報告未発行 (4.8)	— (5.0)
単位当たりコスト	323千円/トン		算出根拠	分担金額/化学兵器廃棄量(1,453千円/4.5トン)			
平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由			
	分担金	1,014	928				
	計	1,014	928				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	OPCW分担金の支払いは、我が国が締結した条約上の要請に基づくものであることから、国民のニーズがあり、優先度が高く、国が実施すべきものと言える。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	国際機関であるOPCWを支出先・とすることは条約上の要請であることから、妥当。単位当たりコストの算出は困難(上記)であるが、近年OPCW予算が横ばいもしくは減額で推移。化学兵器の全廃というCWCの目的に照らせば、受益者は国際社会全体、使途は国際社会における軍縮・不拡散であり、妥当。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	条約上の義務である分担金支払に代替する手段はない。OPCWは各年の予算書において成果目標を立て、化学兵器廃棄の検証等条約の目的達成のための活動を着実に実施。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本件予算は国際機関分担金であり、条約加盟国は条約規定に基づき、国連分担金に関し定められる分担率に基づき分担金を支払うことが条約上の義務として求められる。我が国の分担率は国連の分担率に準拠しており、22年度まで約17%であったものが、分担率の変更により23年度から12%まで減少した。しかし、我が国は依然として米国に次ぎ2番目の分担金を負担。CWCの実施機関である化学兵器禁止機関(OPCW)は、各国からの分担金を活用して運営されている。OPCWは2012年予算を対前年比マイナス5%とし、それ以前も6年連続で名目ゼロ成長予算を達成する等、効率的に予算を使用している。OPCWの活動により、世界の化学兵器の廃棄は確実に進捗しているとともに、化学テロ対策のための不拡散の強化も実施されている。このため我が国として、軍縮・不拡散外交を積極的に推進し、国際の平和と安全に貢献するとの観点から、こうしたOPCWの活動を支援する必要がある、本件分担金を引き続き負担する必要がある。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	25	平成23年行政事業レビュー	14